

飛驒市告示第105号

地方自治法第102条第2項の規定により、下記のとおり平成25年第3回  
飛驒市議会定例会を招集する。

平成25年9月2日

飛驒市長 井上久則

記

- 1 日 時 平成25年9月9日（月） 午前10時00分
- 2 場 所 飛驒市役所 議事堂

平成25年第3回飛騨市議会定例会議事日程

平成25年9月9日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第1		会議録署名議員の指名
第2		会期の決定
第3	報告第8号	損害賠償の額の決定について
第4	報告第9号	株式会社季古里の決算報告(第12期)について
第5	議案第98号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
第6	議案第99号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
第7	議案第100号	延滞金の割合等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例について
第8	議案第101号	飛騨市子ども・子育て会議条例について
第9	議案第102号	指定管理者の指定について(飛騨市古川町デイサービスセンター、飛騨市河合町デイサービスセンター、飛騨市宮川町デイサービスセンター、飛騨市河合町保健センター)
第10	議案第103号	飛騨市老人福祉センター割石温泉条例の一部を改正する条例について
第11	議案第104号	平成24年度飛騨市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
第12	議案第105号	字区域の変更について(河合町有家Ⅰ地区)
第13	議案第106号	字区域の変更について(河合町有家Ⅱ地区)
第14	議案第107号	平成25年度飛騨市一般会計補正予算(補正第2号)
第15	議案第108号	平成25年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算(補正第1号)
第16	議案第109号	平成25年度飛騨市後期高齢者医療特別会計補正予算(補正第1号)
第17	議案第110号	平成25年度飛騨市介護保険特別会計補正予算(補正第2号)
第18	議案第111号	平成25年度飛騨市簡易水道事業特別会計補正予算(補正第2号)
第19	議案第112号	平成25年度飛騨市公共下水道事業特別会計補正予算(補正第1号)
第20	議案第113号	平成25年度飛騨市水道事業会計補正予算(補正第2号)

日程番号	議案番号	事 件 名
第21	議案第114号	平成25年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算(補正第1号)
第22	認定第1号	平成24年度飛騨市一般会計歳入歳出決算の認定について
第23	認定第2号	平成24年度飛騨市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
第24	認定第3号	平成24年度飛騨市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
第25	認定第4号	平成24年度飛騨市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
第26	認定第5号	平成24年度飛騨市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第27	認定第6号	平成24年度飛騨市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第28	認定第7号	平成24年度飛騨市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第29	認定第8号	平成24年度飛騨市農村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第30	認定第9号	平成24年度飛騨市個別排水処理施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第31	認定第10号	平成24年度飛騨市下水道污泥処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第32	認定第11号	平成24年度飛騨市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第33	認定第12号	平成24年度飛騨市情報施設特別会計歳入歳出決算の認定について
第34	認定第13号	平成24年度飛騨市給食費特別会計歳入歳出決算の認定について
第35	認定第14号	平成24年度飛騨市水道事業会計決算の認定について
第36	認定第15号	平成24年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定について

## 本日の会議に付した事件

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		会期の決定
日程第3	報告第8号	損害賠償の額の決定について
日程第4	報告第9号	株式会社季古里の決算報告(第12期)について
日程第5	議案第98号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
日程第6	議案第99号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
日程第7	議案第100号	延滞金の割合等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例について
日程第8	議案第101号	飛騨市子ども・子育て会議条例について
日程第9	議案第102号	指定管理者の指定について(飛騨市古川町デイサービスセンター、飛騨市河合町デイサービスセンター、飛騨市宮川町デイサービスセンター、飛騨市河合町保健センター)
日程第10	議案第103号	飛騨市老人福祉センター割石温泉条例の一部を改正する条例について
日程第11	議案第104号	平成24年度飛騨市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
日程第12	議案第105号	字区域の変更について(河合町有家Ⅰ地区)
日程第13	議案第106号	字区域の変更について(河合町有家Ⅱ地区)
日程第14	議案第107号	平成25年度飛騨市一般会計補正予算(補正第2号)
日程第15	議案第108号	平成25年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算(補正第1号)
日程第16	議案第109号	平成25年度飛騨市後期高齢者医療特別会計補正予算(補正第1号)
日程第17	議案第110号	平成25年度飛騨市介護保険特別会計補正予算(補正第2号)
日程第18	議案第111号	平成25年度飛騨市簡易水道事業特別会計補正予算(補正第2号)
日程第19	議案第112号	平成25年度飛騨市公共下水道事業特別会計補正予算(補正第1号)
日程第20	議案第113号	平成25年度飛騨市水道事業会計補正予算(補正第2号)
日程第21	議案第114号	平成25年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算(補正第1号)
日程第22	認定第1号	平成24年度飛騨市一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第23	認定第2号	平成24年度飛騨市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第24	認定第3号	平成24年度飛騨市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第25	認定第4号	平成24年度飛騨市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第26	認定第5号	平成24年度飛騨市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第27	認定第6号	平成24年度飛騨市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第28	認定第7号	平成24年度飛騨市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第29	認定第8号	平成24年度飛騨市農村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第30	認定第9号	平成24年度飛騨市個別排水処理施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第31	認定第10号	平成24年度飛騨市下水道汚泥処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第32	認定第11号	平成24年度飛騨市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第33	認定第12号	平成24年度飛騨市情報施設特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第34	認定第13号	平成24年度飛騨市給食費特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第35	認定第14号	平成24年度飛騨市水道事業会計決算の認定について
日程第36	認定第15号	平成24年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定について

○出席議員(17名)

1番	前中	川嶋	文国	博則
2番	田	嶋	清和	安彦
3番	洞	中口	勝和	憲正
4番	野	村	和武	彦彦
5番	後	藤田	明良	郎次
6番	福	沼海	真邦	子
7番	菅	下原	希	子
8番	内	口	幸	男
9番	森	木	寛	徳
10番	高	谷	博	文
11番	谷	下	寛	一
12番	天	田	寛	子
13番	葛	山	恵	美
14番	山	池		
15番	池	籠		
16番	籠			
17番				

○欠席議員(なし)

○説明のため出席した者の職氏名

市長	井白	上川	久修	則平
副市長	山	川	幸	一
教育長	福	本	幸	博
代表監査委員	谷	田	富	之
会計管理者	小	口	孝	文
総務部長	水	倉	雅	廣
財政課長	石	上	腰	豊
教育委員会事務局長	柏	木	雅	行
企画商工観光部長	岩	塚	泰	男子
環境水道部長	谷	澤	敦	昌
市民福祉部長	藤	井	義	彦
農林部長	川	瀬	智	光
基盤整備部長	沢	之	向	秋
消防長	川	上	清	
病院管理室長				

○職務のため出席した事務局員

議会事務局長	野	村	重	昭
書記	竹	原	美	香

( 開会 午前10時00分 )

◆開会

◎議長 (内海良郎)

本日の出席議員は全員であります。それでは、ただ今から平成25年第3回飛騨市議会定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◆日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長 (内海良郎)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により1番、前川文博君、2番、中嶋国則君を指名いたします。

◆日程第2 会期の決定

◎議長 (内海良郎)

日程第2、会期の決定を議題といたします。お諮りします。本定例会の会期は、本日9月9日から10月1日までの23日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり。)

◎議長 (内海良郎)

ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日9月9日から10月1日までの23日間と決定いたしました。

◆諸般の報告

◎議長 (内海良郎)

この際、諸般の報告を行います。議長がこれまでに受理した請願、陳情等は、お手元に配付の請願・陳情等整理簿のとおりであります。必要な請願、陳情等は、所管の常任委員会に付託しましたので、併せて報告いたします。

次に、平成25年飛騨市教育委員会事務点検評価資料を議員各位に配付いたしております。これは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条に基づき、議会に報告されたものでありますので、その旨報告いたします。

議長活動報告および例月現金出納検査報告につきましては、それぞれお手元に配付のとおりであります。それをもって報告に代えさせていただきます。以上で、議長の報告を終わります。

続きまして、市長から発言の申し出がございますので、これを許可いたします。

(「議長」と呼ぶ声あり。) ※以下、この「議長」と呼ぶ声の表記は省略する。

◎議長（内海良郎）

市長、井上久則君。 ※以下、この議長の発言者指名の表記は省略する。

〔市長 井上久則 登壇〕

△市長（井上久則）

皆さん、おはようございます。本日、平成25年第3回飛騨市議会定例会が開催されて、10月1日までの23日間にわたり、数多くの案件につきましてご審議いただきわけでございますが、よろしくご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願いを申し上げたいと思います。

はじめに、先般2020年のオリンピックの開催地が、東京に決定いたしましたという朗報が入りまして、大変うれしく思っております。7年後ということでございますので、このオリンピックに飛騨市からアスリートとして一人でも二人でも参加できるような、そういったことを願っている一人でございます。成功のうちに終わることを願います。

そして、もう1点は悲しい事故でございますが、7月28日に発生いたしました水難死亡事故につきましては、尊い人命が失われ、誠に痛恨の極みでございます。ここに謹んで哀悼の意を表します。このような辛く悲しい事故が再発することのないよう、関係諸団体に対し安全対策の再確認をお願いいたしました。

それでは、お手元に諸般の報告を配付させていただいておりますが、主な事項について報告をさせていただきます。

一つ目に、7月中旬ころから大量発生いたしました「マイマイガ」対策についてでございます。商店街や街路灯に大量に飛来し卵を産み付けるなど、多くの市民がその対応に悩まされてまいりました。翌年には、1つの卵塊から300～400匹程度の毛虫がふ化し、再び大量発生すると言われております。ほかに効果的な駆除手段がないことから、市民の皆様には卵の除去をお願いをいたしましたところでございます。市民の皆様には、それぞれのお立場でご協力をいただき誠にありがとうございました。これからもよろしくお願いを申し上げたいと思います。

次に、飛騨市防災訓練でございますが、9月1日、河合小学校グラウンドをメイン会場に開催させていただきました。

今回の訓練では、避難所開設、避難指示に至るまでの手順確認を中心とした災害対策本部訓練、消防本部・消防団による応援要請訓練、自主防災組織の初動として、区民の安否を確認し安全な場所に避難する避難誘導訓練に加え、自主防災組織による避難所運営訓練を行っていただきました。

また、今回初の試みとして、ペット同伴の避難訓練の導入および飛騨警察署、飛騨振興局、高山国道事務所の災害対策本部訓練への参加をいただき、大規模災害時における被災情報の共有を図る一連の手順について確認を行いました。

当日、市民の皆様、消防団員、市職員など総勢6,000名余りの参加をいただいたところでございます。

次に、農業関係の情勢でございますが、今年度、農林部内に組織いたしました農業支援センターについては、現場主義をモットーに、品目別担当者を決めて現地へ出向き、農業者の皆様のご意見、ご要望を聞き、県やJAと連携しながら、各種補助事業の情報提供や農業アドバイザーによる技術指導等を行っております。特に、今年度、新規に就農された4名の方や近年就農された方々には、円滑に農業者として自立されるよう、支援には力を入れているところでございます。

また、7月23日には、農業および農村振興に対する有識者の意見を聞きながら施策を進めるための附属機関であります、農業支援協議会を開催いたしました。今後、支援センターのさらなる充実を図ってまいります所存でございます。

次に、企業間交流について報告いたします。8月29日、飛騨市内企業の中堅社員を対象とした交流会を開催いたしました。これは、10年後の飛騨市を見据え、異種業の中での人脈づくり、企業間の情報交換等を目的に開催したもので、1部では講演会を行いまして、2部では懇親会を行い、積極的な名刺交換など将来に向けた人脈形成が行われたところでございます。

最後に、市内の児童生徒の活躍について報告をさせていただきます。1学期から夏休みにかけての状況でございますが、河合小学校6年生の松井蓮嗣君が優秀な成績により、横浜市で開催されました第29回全国小学校陸上競技大会の100m競走に出場いたしました。

また、中学校では、古川中学校3年生の三栖悠太郎君が、全国通信陸上県大会の1500mで全国標準記録をクリアし、名古屋市で開催されました全国中学校陸上競技大会に出場いたしております。

また、県大会での上位の成績により、古川中学校女子バスケットボール部、同じく古川中学校陸上部男子低学年リレー、男子100m競走で同校1年生の根尾昂君、そして、神岡中学校2年生の坂下美侑さんが女子砲丸投げで、それぞれ名古屋市で行われました東海大会の出場を果たしました。なお、根尾昂君は2位に入賞しているところでございます。

さらに、神岡中学校吹奏楽部は、三重県四日市市で開催された東海大会への出場を果たしました。飛騨神岡高校吹奏楽部とのアベック出場ということで、マスコミにも大きく取り上げられ、銅賞を受賞しております。

また、飛騨神岡高校の短歌部は、岩手県で開催された第8回全国高校生短歌大会、短歌甲子園と言われているものでございますが、そこへ出場いたしましたし、俳句部は、愛媛県松山市で開催されました全国高校生俳句選手権大会、第16回俳句甲子園への出場を果たしております。ロボット部においては、今月の14、15日に東京で開催されます第23回ロボワン、2足歩行ロボットの格闘技でございますが、この出場権を獲得しているところでございます。

以上、市内の小中学校、高校生のすばらしい活躍を紹介し、報告とさせていただきます



す。

〔市長 井上久則 着席〕

◎議長（内海良郎）

以上で、市長の発言を終わります。

◆日程第3 報告第8号 損害賠償の額の決定について

◎議長（内海良郎）

日程第3、報告第8号、損害賠償の額の決定についてを議題といたします。説明を求めます。

〔総務部長 小倉孝文 登壇〕

□総務部長（小倉孝文）

おはようございます。報告第8号について、説明させていただきます。

損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

最初に1件目でございます。発生日時・場所ですが、平成25年6月27日、午前9時頃、飛騨市河合町角川、飛騨市立河合小学校地内でございます。事故の概要ですが、飛騨市立河合小学校校務員が学校敷地内で草刈り作業を行っていたところ、草刈機による飛び石が、学校内駐車場に駐車してあった同校職員が使用するレンタカーに当たり、車両のリアガラスを破損させたものでございます。相手方でございますけれども、飛騨市古川町地内の方で、記載のとおりでございます。事故の種類は物損事故で、相手方損害額は63,378円です。市の過失割合は100%で、損害賠償金につきましては63,378円です。なお、相手とは示談が成立しております。専決年月日は、平成25年7月9日、専決第7号でございます。裏面をご覧ください。

2件目でございますけれども、発生日時・場所ですが、平成25年4月19日、午後3時05分頃でございます。飛騨市古川町信包、市道下野信包線の事故でございます。事故の概要ですが、教育委員会事務局所属職員が、飛騨市古川町信包地内の市道下野信包線において、公用車を運転中に減速して右折しようとしたところ、荷台シートが公用車の後部方向指示器を覆っていたため、同車両を追い越そうとした後続車両と衝突し、相手方車両の左側全面および公用車の右側全面を破損させたものでございます。相手方は、飛騨市河合町地内の方で、記載のとおりでございます。事故の種類は物損事故で、相手方損害額は22万9,800円です。市の過失割合は60%で、損害賠償金につきましては13万7,880円です。なお、相手とは示談が成立しております。専決年月日は、平成25年7月17日、専決第8号でございます。以上で、報告を終わらせていただきます。

〔総務部長 小倉孝文 着席〕

◎議長（内海良郎）

報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○17番（籠山恵美子）

2件目の事故ですけれども、もう少し分かりやすく状況を知りたいのですけれども、公用車で、要するに何かを運んでいたわけですね。それにシートをかぶせて運んでいたと。そのシートが後ろのランプを覆っていたということですよね。こういうのは、とても初歩的な問題のような気がしますけれども、どこをスタートして、この公用車は荷物を運んで、この地点まで行ったわけですか。その間に、普通は走っていればミラーでバサバサとなっているのは、普通分かるような気がしますけれども。その辺りの状況はどうだったのですか。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（石腰豊）

それでは、もう少し詳細に説明をさせていただきます。

4月19日でございますが、古川祭に合わせまして美術館周辺の美化作業をしておりました。早朝から教育委員会の職員が出ておまして、その木のくず、木の枝等を、焼却のために順次クリーンセンターへ運んでおりました。その最終の段階の、一番最後の便でございましたが、当然シートから草等が飛び散る恐れがあるということで、荷台にはシートをかけまして、それが飛散しないように止めておったものでございます。それが、ちょうど現地、下野からクリーンセンターへ入る所、右折で入るわけでございますが、右折に入る手前で職員がウィンカーを出して減速をしたというところまでが、まず1点でございます。そのときにシートが、先ほど総務部長の話があったように、風等の影響で少しずれたということで、ウィンカーを覆っていたという状況が分かりました。後続車につきましては、減速したということで追い越ししてもいいといたしますか、優先、先に行ってくださいというように捉えられたようでございまして、その右折する車に対して、後続車が追い越しをかけながらぶつかったというような案件でございます。

◎議長（内海良郎）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

質疑がないようでありますので、以上で質疑を終結し、報告第8号を終わります。

◆日程第4 報告第9号 株式会社季古里決算報告（第12期）について

◎議長（内海良郎）

日程第4、報告第9号、株式会社季古里決算報告、第12期についてを議題といたします。説明を求めます。

〔企画商工観光部長 柏木雅行 登壇〕

□企画商工観光部長（柏木雅行）

おはようございます。それでは、報告第9号についてご説明いたします。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社季古里に関する第12期の経営状況を別紙のとおり報告する。次ページをお願いいたします。

第12期の決算報告書の期間は、平成24年4月1日から平成25年3月31日でございます。この決算書につきましては、6月7日に開催されました株主総会において承認されたものでございます。最初に、決算の状況について簡単にご説明させていただきます。

株式会社季古里は、ホテル季古里、桃源郷温泉すば～ふる、古川ふれあい広場、黒内屋内運動場の4つの施設を管理運営いたしております。また、指定管理料は昨年度より190万円余り減額となっております。

すば～ふるにつきましては、恒例のリンゴ風呂や薬草風呂、カラオケ大会、お子様連れの利用者を対象にキッズコーナーを設置するなどいたしました。入館者は前年比93.7%の74,902人、売り上げでは293万円の減額となりました。

ホテル季古里につきましては、ホテル宿泊人数、宴会人数は昨年並みでございましたが、売り上げが前年比18.5%増の1,500万円余りの増額となりました。増額の要因としましては、サッカー合宿の受け入れを1チームに限定し、客室を一般客に限定したため、繁忙期にサッカー合宿の安い単価ではなく、客単価の上がる一般客で客室をフル稼働できたこと。また、インバウンドを進めたことにより台湾、香港、シンガポールからの外国人観光客が訪れるようになったことなどが要因と考えられます。

古川ふれあい広場につきましては、毎年利用されるクラブチームが固定しているため大きな変動はございませんが、前年比2%増の14,638人の利用でございました。

黒内屋内運動場につきましては、雨天や冬期間のサッカーや野球の利用、またゲートボール、グラウンド・ゴルフなどの軽スポーツ関係者が、前年比4%増の2,100人の方が利用されております。

季古里全体の売上高につきましては1億8,400万円余りで、昨年比べ2,280万円余りの収入増となりました。これは、ホテル季古里の要因に加えまして、国体開催のため、ふれあいグラウンドや数河グラウンドの管理業務を受託したことが挙げられますが、ホテルやグラウンド関係の人件費増にもつながり、当期純損失476万6,924円という決算になりました。次ページをお願いいたします。

貸借対照表でございますが、平成25年3月31日現在のものがございます。資産の部。Ⅰ、流動資産1,866万4,122円。以下、内容は省略いたしまして、Ⅱ、固定資産1,520万5,243円。一番下の資産の部合計が、3,386万9,365円であります。

負債の部。Ⅰ、流動負債1,883万7,471円。Ⅱ、固定負債174万9,69

0円。

純資産の部。Ⅰ、株主資本1,328万2,204円であります。資本金は変わらず、Ⅲ、利益剰余金は918万2,204円でございます。純資産の部合計が、1,328万2,204円となりまして、負債・純資産の部合計は資産の部合計と一致しているところでございます。次ページをお願いいたします。

損益計算書でございますが、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの期間でございます。Ⅰ、売上高は、1億8,426万9,138円でございます。Ⅱ、売上原価は、3,455万9,178円でございます。Ⅲ、販売費及び一般管理費は、1億6,310万4,334円になりますが、内容は次ページに掲げております。Ⅳ、営業外収益は、ふれあい広場での広告看板収入や、自動販売機の設置協賛金などで136万7,661円となり、Ⅴの下でございますが経常損失が1,207万2,913円となりました。Ⅵ、特別利益でございますが、車両のバス2台の下取りなどの固定資産売却益が42万6,122円、市からの指定管理施設管理補助金870万円と、バス購入補助金600万円が補助金収入として1,470万円。合わせて1,512万6,122円となっております。特別損失は、パソコン等の固定資産除却損3万7,360円。役員退職慰労引当金繰入が171万円。市からのバス購入補助金600万円を固定資産圧縮損に計上し、774万7,360円となっております。税金を加えまして、476万6,924円が当期純損失となりました。次ページの、販売費及び一般管理費の計算内訳に移ります。

前期と比較しまして、2,311万4,503円の増額となっております。各種経費の節減に努めておりますが、給与手当、役員報酬、雑給与、従業員賞与、退職金、厚生費、法定福利費の人件費につきましては、前年より710万円余りの増額となっております。これは、グラウンド整備管理業務受託などにより正社員1名、常用パート3名、臨時雇用延べ57名分が増加したためでございます。また、臨時雇用につきましては、1カ月120時間以上の勤務の場合の社会保険の加入や、1日8時間以上勤務した場合の時間外勤務手当の支払いなども増加した要因でございます。

広告宣伝費については、「じゃらん」などの代理店に対する広告費が増加したためでございます。

支払手数料については、「じゃらん」や「楽天」利用者の増加に伴い、予約宿泊システム利用料の増加によるものです。

修繕費は、厨房配管修繕や客室カーテンの交換、ボイラー修繕などにより91万円余りの増額となっております。

水道光熱費は、燃料高騰に伴い増額しております。

備品消耗品については、グラウンド芝生種子や砂、細かい砂でございますが、細かい砂。除草剤、グラウンド資材などグラウンド関連で750万円余りが支出されており、ホテル関係ではパソコンやタオル、厨房消耗品。すば〜ふる関係では、ボディソープな

どが主なものでございます。

続きまして次ページでございますが、株主資本等変動計算書でございます。当期末の残高でございますが、資本金410万円、その他利益剰余金合計ですが、当期純損失の476万6,924円を処理し、918万2,204円でありまして、株主資本合計および純資産合計は、1,328万2,204円となっております。

次ページについては、会計上の処理の注記でございますので省略させていただきます。

最後のページは、監査報告であります。以上で、報告を終わらせていただきます。

〔企画商工観光部長 柏木雅行 着席〕

◎議長（内海良郎）

報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありますか。

○11番（高原邦子）

本当に季古里さんは、いつも頑張ってもらっているというふうに思っております。それで、市としてはどんなことを季古里さんとの間で、いろいろ会合を持たれていますが、アドバイスとかいろんな意味で。あと、向こうからの困っている点とか、そういったことをこの1年どのような報告を受けているのか、ちょっと説明していただきたいと思えます。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□企画商工観光部長（柏木雅行）

ただ今のご質問にお答えさせていただきます。

季古里の岡田社長さん、たびたび市役所へみえまして観光課職員ならびに私どもと懇談をさせていただいております。まず、修繕に対する要望等が主でございますが、なかなかその修繕もすぐには予算計上ができないということで、ご無理をお願いしていることもございますが、なるべく市としても前向きに修繕等の予算を付けているところでございます。

また、インバウンドにつきましても台湾等の誘客宣伝等を進めてみえますので、そちらについても相談に乗って補助金等の支出をしているところでございます。以上でございます。

◎議長（内海良郎）

ほかに質疑はありますか。

○11番（高原邦子）

修繕等には本当に時間をおかずに、何とか対処していただきたいと思うのですが、もう一つ、ちょっとお伺いしたいのですが、季古里さんはいつも監査役に議員が出てきているんですね。前は、深田議員さんだったと思うのですが、監査役というので議員が名前を出されますと、やはりなかなかとちょっと抵抗があるかと思うのですが、そういつ

たところは市は、監査役とかそういうことに関していろんな意見を持ったりとか、そういうことはされていますか。やはり、これは市が関係している指定管理のところ、もはや議員でもある方が監査されているということで、なかなか次に踏み込んで、ほかの議員がものが言えなくなるという心配もあると思うのですが、そういったことでは市と季古里さんと話し合ったことはないのか。季古里の方針として、議員を監査役に必ず入れるのか。その辺はどうでしょうか。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□副市長（白川修平）

おはようございます。季古里の人事につきましては、当然一般の会社でございますので、会社の人事の中で決定をされているということでございます。この季古里に関しましては、市長も取締役就任に就任いたしておりますし、また、監査役が議員だからということで監査が楽になっているわけでもございませんし、また、議会の中でも遠慮なしにご指摘をいただいて。たまたま議員が監査役を務めてみえるということ以外のことは考えておりません。

なお、人事等につきましては会社でされることでございますので、私のほうにも相談もございませんし、会社の中で決定をされているということでございます。以上です。

◎議長（内海良郎）

ほかに質疑はありませんか。

○17番（籠山恵美子）

今の監査の件は、私もちょっと気になりますけれども。これは、議会での問題でもあると思いますけれども、議会は審議会に議員を送り込むのをやめようということをやりましたけど、それとちょっと構図が似ているので、これは議会でこれから検討したらいいかなと思いますけれども、それにしても市としては、今回のこういう季古里の決算内容については、どんな評価をされていますか。また、市として感じられた課題というのがあれば教えてください。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□副市長（白川修平）

季古里様のほうでは、3カ所の施設を指定管理してみえます。一つは、ホテル季古里、それから上にありますすば～ふる、それからグラウンドでございます。その中で、季古里の経営状態を見たときに、すば～ふるの経営状態が悪いというので、ホテルの収入といますか、収益をもってすば～ふるの赤字を補填しているというような条件になっているというふうに思っています。

また、グラウンドの管理につきましては非常に良好な管理状態になっていまして、名古屋グランパスエイトさんにおいていただいておりますが、名古屋グランパスエイト様

のご指摘の中でも、非常に管理状態が良いということで高く評価をされております。

また、市外のグラウンドのほうの管理、一部でございますけれども、そうしたことについても業務委託というような形で仕事に出られているようでございまして、管理状態につきましては非常に好ましい状態にあるというふうに考えております。

なお、経営状態につきましては今期も赤字でございまして、剰余金を取り崩して食いつぶしているというような状況でございます。そうした中で、季古里様のほうではインバウンドということで、特に冬期間のお客様が非常に少ない時期に、台湾からの誘客を目的に活動してみえるわけでございます。したがって、経営状態としましては、認識として大変厳しい状態にあるというふうに思っていますが、何とか、特にお客様の少ない時期に向けての活動してみえますので、今後の行動といたしますか、会社の営業に期待をいたしているところでございます。以上です。

◎議長（内海良郎）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

質疑がないようでありますので、以上で質疑を終結し、報告第9号を終わります。

◆日程第5 議案第98号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて  
から

日程第6 議案第99号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

◎議長（内海良郎）

日程第5、議案第98号および日程第6、議案第99号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについての2案件につきましては、飛騨市議会会議規則第35条の規定に基づき、一括して議題といたします。本案について説明を求めます。

〔市長 井上久則 登壇〕

△市長（井上久則）

それでは、議案第98号、99号について説明をさせていただきます。はじめに、議案第98号でございます。

下記の者を人権擁護委員の候補者に推薦したいから、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。記、推薦の意見を求める者。氏名、田口理子。生年月日、昭和27年2月27日。住所、飛騨市河合町角川1566番地2。提案理由でございますが、任期満了による候補者の推薦でございます。略歴につきましては、裏面のとおりでございます。

続きまして、議案第99号でございます。同じく、下記の者を人権擁護委員の候補者に推薦したいから、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。推薦の意見を求める者。氏名、荒木美鈴。生年月日、昭和22年1月17日。住所、飛

驒市宮川町桑野529番地。提案理由でございますが、任期満了によります候補者の推薦でございます。略歴につきましては、裏面のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

〔市長 井上久則 着席〕

◎議長（内海良郎）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○17番（籠山恵美子）

議案第98号のほうを、もう少し詳しく教えてください。この田口さんは、裏の略歴を見ますと、現在に至るといふか、現在飛驒市の教育委員ですね。それで、今度はその教育委員の任意を持ったまま人権擁護委員と。これは併任する形になるという理解でいいですか。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（谷澤敦子）

ただ今のご質問にお答えいたします。

今ほど籠山議員がおっしゃったように、兼ねて受けていただくという形になります。

○17番（籠山恵美子）

この方はもちろん、とても立派な方なのだろうと思います。この方をどうのこうのということではなくて、やはり飛驒市の中にはたくさんの方がみえますし、一人の方に二つの役割をお願いして負担をかけるというよりも、やはり同じように適任の有識者はもっとおられると思いますが、あえてこの方に、さらに教育委員でありながら人権擁護委員をお願いしたというのは、その中にはどんな評価があるわけですか。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（谷澤敦子）

お答えいたします。今ほどおっしゃることはもちろんでございますが、田口さんにつきましては、現在も人権擁護委員として本当に幅広く、地域地元の方の信頼も厚く活動をいただいているものですから、ぜひ再任をしていただいて、また広く活動をしていただきたいという趣旨をお願いをしたものでございます。

△市長（井上久則）

誠に申し訳ありません。この兼務のことにつきましては、再確認をさせていただきたいと思っておりますので、暫時休憩をお願いしたいと思います。

◆休憩

◎議長（内海良郎）

再確認のため、暫時休憩といたします。



( 休憩 午前10時42分 再開 午前10時52分 )

◆再開

◎議長 (内海良郎)

休憩を解き、会議を再開いたします。

□副市長 (白川修平)

お答えをさせていただきます。教育委員につきましては、地方自治法の規定ならびに地方教育行政の組織及び運営に関する法律によりまして、地方自治法が定めます他の委員と兼務することができません。しかしながら、人権擁護委員につきましては、地方自治法が定めます委員ではなくて、人権擁護委員法に基づく委員でございますので、法律上は兼務をすることができるわけでございます。その中で、田口理子さんにつきましては、本人の人格、また委員の選出にあたりましては地域を考慮させていただいて、兼務をしてお願いをするということでございます。

なお、これまでの業務の中でも、教育委員を兼ねながら人権擁護委員のお仕事をやっ  
ていただいているわけでございますが、これまで事務等に支障もないということござ  
いますので、引き続き推薦をさせていただきたいということで議会の意見を求めるもの  
でございます。以上でございます。

◎議長 (内海良郎)

ほかに質疑はありませんか。

○17番 (籠山恵美子)

そう問題はないと。人権擁護に関しては、問題がないということのようですけれども、その法律上の問題ではなくて、先ほど少し言いましたけれども、いろいろな有識者に意見を頂戴すると。いろんなことからの視点で見てもらうということは、とても大事なことでと思いますので、やはりその辺はもっと配慮も必要なのではないかと思います。それと、この方の負担の過重というのですかね、その辺りはどうなのかと思いますけれども。

人権擁護委員の活動と、教育委員としての活動というのは、年間日数にしてどのくらい、最低でも会議に出るといような日程というのは、どのくらい動いているものなのですか。

◎議長 (内海良郎)

答弁を求めます。

□市民福祉部長 (谷澤敦子)

ただ今のご質問にお答えいたします。会議そのものは、年間4回ほどではございますが、人権擁護の中の大事な、学校とかに行きましてペープサートで人権の大切さということを訴えていただく活動が、希望される学校ではありますけれども、年間3回から4

回行っていただいておりますので、日数的にすれば10日間プラスアルファはあるかと思えますけれども、そのような状況でございます。

◎議長（内海良郎）

続いて答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（石腰豊）

それでは、教育委員会関係でございますが、平成24年度でございますけれども、委員会といたしましては10回の開催をいたしております。会議は10回で、それ以外については小中学校の入学式、卒業式、また学校訪問、そしてそれ以外の協議関係がございますので、そのような会議に出席をしていただいておりますのでお願いいたします。

◎議長（内海良郎）

ほかに質疑はありませんか。

○11番（高原邦子）

この略歴表の書き方というものを伺いたいのですが、これは今見せていただいております。略歴表なので全てを書けというものではないことは承知しておりますが、田口理子さんの場合、斐太高校を卒業した後、保母さんになる前に保母の資格を得る所を出ているはずなんですよね。そういったところを抜かすというのは、よくないのではないかと思います。そして、やはり教育委員になったのが20年、現在に至ると。再任とか、そういったことも記さなくてもいいのかということなのです。それで、略歴表を書くための決まりというのがあるのかどうなのか。その辺をお伺いします。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□副市長（白川修平）

田口さんの略歴表でございますが、ご本人の申請に基づきまして略歴を書かせていただいておりますので、昭和45年と48年の間にどういうものがあつたかにつきましては、承知をいたしておりません。

それから、略歴表の書き方につきましても、これは略歴表でございますので、どこまで記載し、どこから記載をしなくてもいいというような決まりはございません。ある一定の人事案件につきましては、一定の目安の中で触れなければいけないことについて触れているものでございます。

なお、教育委員につきましても退任をされていませんので、現在に至るということでございます。2期目になっているわけでございます。人権擁護委員につきましても、表に記載のとおり再任ということで、今回案件として出させていただいているものでございます。以上です。

○11番（高原邦子）

今、副市長は、触れなければならないところは書くと。触れなければならないことという法が決まっているのは、どの法律とか、法でなっているのですか。触れなければな

らないことが決められている決まりがあるのなら、それを教えていただきたいと思いません。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□副市長（白川修平）

お答えさせていただきます。今回の案件につきましては、表に記載のとおり氏名と生年月日と住所。それから提案理由が正式といいますか、議会に提出をしなければいけないものでございますが、これだけでは本人の事柄が分からないということで、別添資料として略歴表を付けさせていただいているものでございます。したがって、略歴表につきましては、どこまで書かなければいけないかということにつきましては、別に決まりがない。各自治体、自治体の判断に基づいて書かせていただいているということでございます。以上です。

◎議長（内海良郎）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

質疑がないようでありますので、以上で質疑を終結いたします。これより自由討議を行います。自由討議はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

自由討議なしと認めます。これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

討論なしと認めます。それでは討論を終結し、これより採決いたします。お諮りいたします。田口理子君の人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、適任であることにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

ご異議なしと認めます。よって、この結果を市長に回答することに決しました。

続いてお諮りいたします。荒木美鈴君の人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、適任であることにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

ご異議なしと認めます。よって、この結果を市長に回答することに決しました。

◆日程第 7 議案第 100号 延滞金の割合等の見直しに伴う関係条例の整備に関する  
条例について

から

日程第 36 認定第 15号 平成 24年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定  
について

◎議長（内海良郎）

日程第 7、議案第 100号、延滞金の割合等の見直しに伴う関係条例の整備に関する  
条例についてから、日程第 36、認定第 15号、平成 24年度飛騨市国民健康保険病院  
事業会計決算の認定についてまでの、合わせて 30 案件につきましては、会議規則第 3  
5条の規定により一括して議題といたします。本案について説明を求めます。

〔市長 井上久則 登壇〕

△市長（井上久則）

それでは、私からは議案第 107号から議案第 114号にて提案しております、補正  
予算の審議をお願いするに当たり、その概要についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、「躍進する飛騨市に向けた 3つの豊かさ」を具現化するために必要  
な施策について、年度計画を前倒しし、早期の整備を図るもの、当初予算の補充にかか  
るもの、経済対策にかかるもの、そのほか国や県からの補助金内示により事業費に変更  
をきたしたも等を計上しております。

新たな取り組みとして、指定管理施設の運営改善に向けた改革を推進するため、今年  
度、対象施設をしぼって、経営コンサルタントによる経営診断、改革の具体的方向の検  
討、決定を行い、改革に着手することといたしました。これを足掛かりに、指定管理施  
設の改革推進体制を整え、次年度以降は、指定管理施設の抜本的な改革に踏み込みたい  
と考えているところでございます。

また、旧神岡鉄道の漆山駅から上流 3キロメートル区間について、施設の健全度に係  
る安全対策や点検計画を策定することといたしました。

そのほか、いまだ景気浮揚の実感がない中、その刺激策として合併 10周年に併せ、  
プレミアム商品券を発行することといたしました。

それでは、一般会計の歳入歳出の主なものについて説明いたします。

歳入の主なものにつきましては、事業に伴う関連補助金と市債となっており、不足す  
る財源を前年度繰越金で調整しております。

総務関係では、指定管理施設の経営指導を委託する財源として、市債、過疎債のソフ  
ト分でございますけれども 2、100万円。旧神岡鉄道の健全度点検計画策定委託の財  
源として、鉄道資産整理基金からの繰入金 700万円を計上いたしました。

民生関係では、障がい者自立支援給付費に係るものとして、国庫負担金 529万 3、  
000円と県負担金 264万 7、000円を増額。子ども・子育て支援の新制度移行に  
関する補助金として、県補助金 259万 4、000円。河合保育園整備関係として市債、

合併特例債でございますが、1,050万円を計上いたしました。

衛生関係では、市民病院の看護職員確保支援事業と、救急医療施設整備、CTスキヤンの更新でございますが、これの補助金として県補助金1,078万8,000円を計上いたしました。

消防関係では、消防救急デジタル無線整備事業について、先の国会で、新たな補助制度に係る法案が成立したことを受け、事業を前倒して実施することとしたことから、国庫補助金1億7,691万2,000円と、市債、これは緊急防災・減災事業債と合併特例債でございます。2億8,470万円を計上いたしました。

そのほか、災害復旧費で、公共土木施設災害復旧事業費の国庫補助金として333万3,000円、市債160万円を計上いたしました。

なお、不足する財源について、前年度繰越金1億2,966万1,000円で調整をいたしたところでございます。次に、歳出でございます。

総務費では、財産管理費に、宮川振興事務所整備に係る土地購入費として849万5,000円。神岡振興事務所の耐震等改修検討を行うための予備設計費として210万円。市有施設のマイマイガ卵駆除費用として300万円を新たに計上いたしました。

企画費には、指定管理施設の経営指導委託料として2,100万円を新たに計上したほか、移住促進住宅改修補助金、三世代同居支援補助金について、それぞれ申請件数の増加が見込まれることから150万円と300万円を追加計上いたしました。

また、鉄道対策費に、旧神岡鉄道漆山駅から上流3キロメートル区間の安全対策検討調査費として700万円を計上しております。

民生費では、社会福祉費に、障がい者自立支援に伴う医療費、給付費の対象者が増加したことから、給付金として1,058万5,000円を追加し、老人福祉センター割石温泉運営経費に、老朽化し腐食が著しい配管などの修繕を行うための費用として500万円を計上いたしました。

児童福祉費には、子ども・子育て支援の新制度移行に向け、その準備作業として地域ニーズ調査を行う費用など279万4,000円を計上したほか、児童保育費に、河合保育園の建て替え計画に伴う工事費用として1,100万円を追加計上しております。

衛生費では、保健衛生総務費に、市民病院の看護職員確保支援事業と、救急医療施設整備、CTスキヤンの更新でございますが、これの事業に対する補助金として1,078万8,000円を計上いたしました。

また、清掃費に、新リサイクルセンター設置機器の見直しが必要となったことから、実施設計業務費396万円を追加いたしました。

農林水産業費の農業費では、農業支援センターを中心に農業の発展、振興策の具体的な対策を講ずるための視察経費として、旅費など52万6,000円を。畜産事業の振興と環境保全を図るため、吉城コンボ施設の攪拌機修繕等に対する補助金として1,841万円を計上しております。また、林業費には、木質燃料ストーブ購入補助金の申請

件数増加が見込まれるため100万円を追加いたしました。

商工費では、旧古民具市場船津の解体費用として900万円。市内の景気浮揚を図るため、15%のプレミアムを付けた商品券発行補助金3,100万円を計上いたしました。観光費では、かわいスキー場の圧雪車修理費用として200万円。ゆうわ〜くはうすの中央監視盤取替費用として670万円を計上いたしました。

消防費では、消防救急デジタル無線整備事業を前倒して実施することとし、その工事関係費用など4億7,200万円を計上いたしました。

災害復旧費では、市道切雲線の災害復旧費として、500万円を計上いたしました。

この結果、一般会計の補正額は6億8,247万6,000円の増額となり、歳入歳出の総額は173億2,484万9,000円となります。

また、特別会計は合計で2,623万4,000円の増額。企業会計は1,099万3,000円の減額となります。以上をもちまして、私の提案説明を終わります。

なお、条例、決算、その他案件につきましては、総務部長より説明をさせますので、よろしくご審議の上、適切なるご議決を賜りますようお願いいたします。

〔市長 井上久則 着席〕

◎議長（内海良郎）

続いて説明を求めます。

〔総務部長 小倉孝文 登壇〕

□総務部長（小倉孝文）

それでは、今回提案させていただきます条例等の概要について説明いたします。

議案第100号、延滞金の割合等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例につきましては、督促および延滞金の取り扱いを市税における徴収方法等と同様とし、市の債権管理の統一化を図るべく、関係条例を整備するものでございます。

議案第101号、飛騨市子ども・子育て会議条例につきましては、飛騨市子ども・子育て会議の設置に伴う制定でございます。

議案第102号、指定管理者の指定につきましては、古川町、河合町および宮川町サービスセンターならびに、飛騨市河合町保健センターの指定管理者および指定期間を指定するものでございます。

議案第103号、飛騨市老人福祉センター割石温泉条例の一部を改正する条例につきましては、使用者の範囲を明確化するための改正でございます。

議案第104号、平成24年度飛騨市水道事業会計未処分利益剰余金の処分につきましては、平成24年度決算額の確定に伴い、地方公営企業法の規定に基づき、未処分利益剰余金を処分する案件でございます。

議案第105号および第106号、字区域の変更につきましては、地籍調査に伴う字区域の変更をするものでございます。地区につきましては、河合町有家地区でございます。

次に、認定第1号から認定第15号までについて説明いたします。

認定につきましては、平成24年度飛騨市一般会計歳入歳出決算、平成24年度飛騨市国民健康保険特別会計ほか、11件の特別会計歳入歳出決算および企業会計決算2件の合計15件に係る認定案件でございます。

一般会計の予算は、専決処分を含め補正を8回編成し、最終予算額は194億2,589万2,000円となりました。また、特別会計は、86億9,137万5,000円となり、一般会計との総額は、281億1,726万7,000円となりました。

一般会計の決算は、歳入201億2,057万7,000円、歳出188億1,631万8,000円。繰越明許費繰越金1億5,789万8,000円を除く実質収支は、11億4,636万円となり、財政調整基金積立6億円を除いた、5億4,636万円が翌年度への純繰越金となりました。

また、特別会計では、歳入85億4,135万1,000円、歳出82億1,873万8,000円、繰越明許費繰越金281万1,000円となり、差引3億1,980万2,000円が翌年度への純繰越金となりました。

一般会計決算における主な歳入歳出は、次のとおりでございます。

歳入ですが、震災等の影響により、特に電力会社の経営状況が厳しく、法人税は前年度より4,593万1,000円減少し、1億7,828万8,000円。固定資産税においても、評価替えや土地評価額の下落傾向を受けて1億962万4,000円減少し、20億1,497万2,000円となったことにより、市税総額では、1億2,761万9,000円減少し、35億395万7,000円となりました。

一般財源の大半を占める地方交付税は、臨時費目の新設や寒冷補正級地の見直しなどにより、普通交付税が75億1,816万3,000円と大幅に増加し、特別交付税を含めた総額は83億2,437万6,000円と前年度と比較いたしまして、7億1,924万6,000円の増加となっております。

地方債におきましては、30億4,160万円と前年度より大きく増加しておりますが、これは、飛騨市クリーンセンター整備事業を始めとする大規模建設事業が集中したためでございます。

歳出では、飛騨市クリーンセンター整備事業に13億8,142万8,000円、神岡町ふれあいセンター整備事業に4億4,569万3,000円、さくら保育園整備事業に4億1,617万7,000円、住宅リフォーム補助金2億5,610万3,000円などとなったほか、ぎふ清流国体経費といたしまして1億3,556万6,000円、公式観光サイト「飛騨の旅」立ち上げに1,092万8,000円、あんきな飛騨市らいふプロジェクト、不妊・不育症治療助成、新規就農支援、交流人口の拡大、少子化対策、農林商工支援を中心としたソフト、ハード両面から飛躍に向けた取り組みを行いました。

以上により、普通会計における実質単年度収支は、2億5,146万2,000円と

なり、3年連続の黒字となりました。また、財政の弾力性を示す経常収支比率は83.9%と、前年度から2.7ポイント改善しております。

合併特例期間終了後の平成26年度からは、今年度約17億円あった普通交付税の合併算定替が段階的に縮小され、さらに、これまでの行政改革の結果を持ってしても長期財政見通しでは、平成30年度に形式収支が赤字になると予測されていることから、将来にわたり健全財政を維持し、市民が安心して暮らせる市政に向けた取り組みが必要となります。

以上、提出しております条例改正および決算概要につきましては、説明を終わらせていただきます。どうか、よろしく願いいたします。

〔総務部長 小倉孝文 着席〕

◎議長（内海良郎）

以上で、補正予算、条例関連、決算概要の説明が終わりました。ここで、代表監査委員から平成24年度一般会計、特別会計および企業会計の決算審査、ならびに健全化判断比率に対する意見の報告を求めます。

〔代表監査委員 福田幸博 登壇〕

□代表監査委員（福田幸博）

平成24年度の各会計の決算審査につきましては、過日、菅沼明彦監査委員と私、福田幸博とで審査いたしました。その報告をさせていただきます。

平成24年度飛騨市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況の審査意見の提出について。地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項の規定に基づき、審査に付された平成24年度飛騨市一般会計・特別会計歳入歳出決算及びその他政令で定められた書類並びに基金運用状況について審査したので、次のとおり審査意見を提出する。1ページをお願いいたします。

平成24年度飛騨市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見。第1、審査の対象および第2、審査の期間、および第3、審査の方法につきましては、記載のとおりですので省略させていただきます。次ページをお願いいたします。

第4、審査の結果。1、審査に付された各会計歳入歳出決算書及び政令で定められた書類はいずれも法令に準拠して作成され、計数は関係諸帳簿と符合し、かつ正確であることを認めた。また、予算に執行状況は適正妥当であり、おおむね所期の目的を達成したものと認めた。

2、基金の運用の状況を示す書類は関係諸帳簿と符合し、かつ正確であり設置目的に適合するとともに、効率的に運用されていることを認めた。

審査の概要及び意見は、次に述べるとおりである。以下、詳細はお手元に配付の審査意見書のとおりですので省略させていただきます。次に、別冊の公営企業会計決算審査意見書をご覧ください。

平成24年度飛騨市公営企業会計決算審査意見の提出について。地方公営企業法第3



0条第2項の規定により、審査に付された平成24年度飛騨市国民健康保険病院事業会計及び飛騨市水道事業会計の決算について審査したので、次のとおり審査意見を提出する。1ページをお願いいたします。

平成24年度飛騨市公営企業会計決算審査意見。第1、審査の対象から第3、審査の方法は、記載のとおりですので省略させていただきます。第4、審査の結果。審査に付された各企業の決算諸表は、経営成績及び財政状況が適正に表示されており、計数は正確であることを認めた。

審査の概要と意見については、次に述べるとおりである。以下、詳細はお手元に配付の審査意見書のとおりですので省略させていただきます。次に、別冊の健全化判断比率審査意見書をご覧ください。

平成24年度健全化判断比率、資金不足比率の審査意見について。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により審査に付された健全化判断比率並びに同法第22条第1項の規定により審査に付された資金不足比率について審査した結果、次のとおり意見を提出します。1ページをお願いいたします。

I、平成24年度健全化判断比率審査意見書。1の審査の対象から、3の審査の方法までについては、記載のとおりですので省略させていただきます。4、審査の結果。1、総合意見。審査に付された下記健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。以下、詳細につきましては、お手元に配付の審査意見書をご覧ください。次に、2ページをお願いいたします。

II、平成24年度資金不足比率審査意見書。1の審査の対象から、3の審査の方法までについては、記載のとおりですので省略させていただきます。4、審査の結果。1、総合意見。審査に付された下記資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。以下、詳細については、お手元に配付の審査意見書をご覧ください。以上で、決算審査結果の報告を終わります。

〔代表監査委員 福田幸博 着席〕

◎議長（内海良郎）

以上で、代表監査委員の報告が終わりました。ここで、市長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

〔市長 井上久則 登壇〕

△市長（井上久則）

それでは、監査委員に対しまして、御礼のご挨拶を申し上げたいと思います。

両監査委員におかれましては、長期間にわたりまして慎重に決算審査をいただき、誠にありがとうございました。

審査を通してご指摘を賜りました内容につきましては、十分留意し、改善と適正、適法な運営に努めてまいりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上、簡単ではございますが、御礼のご挨拶に代えさせていただきます。ありがとう

ございました。

〔市長 井上久則 着席〕

◎議長（内海良郎）

以上で、市長の発言を終わります。

ただ今、提案説明および決算概要説明、ならびに決算審査報告、決算審査意見報告がありました、議案第100号から認定第15号までの30案件につきましては、9月17日、9月18日、9月19日の3日間、質疑を予定しております。質疑のある方は、発言通告書によりお願いいたします。なお、質疑・一般質問の発言通告書は、9月11日、水曜日、午前10時が締切りであります。

ここでお諮りいたします。議案精読のため、9月10日から9月16日までの7日間は休会といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

ご異議なしと認めます。よって、9月10日から9月16日までの7日間は、議案精読のため休会することに決しました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。会議を閉じ、散会いたします。

（ 散会 午前11時28分 ）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

飛騨市議会議長

内海 良郎

飛騨市議会議員（1番）

前川 文博

飛騨市議会議員（2番）

中嶋 国則